

平成 28 年度診療報酬改定（形成外科関連の抜粋）

（平成 28 年 3 月 4 日中医協資料等による）

【新設】

- K000 創傷処理 3 イ 頭頸部のもの（長径 20 センチメートル以上のものに限る.） 7,170
K006 皮膚，皮下腫瘍摘出術（露出部以外） 4. 長径12cm以上 8,320
K443 上顎骨形成術 注の新設 1. 単純な場合 上顎骨を複数に分割した場合に5000点を加算
D222-2 経皮酸素ガス分圧連続測定（一日につき） 100
H007-4 リンパ浮腫複合的治療料 1. 重症の場合 200 2. 1 以外の場合 100
算定要件，施設基準あり
G017 腋窩多汗症注射（片側につき） 200

【改正】

- J000 創傷処置 2～5 それぞれ5点増点
注 3 6歳未満の乳幼児加算 50 → 55
J001 熱傷処置 4～5について6歳未満の乳幼児加算 50 → 55
J001-7 爪甲処理 45 → 60
J001 リンパ管腫局所注入 4～5について6歳未満の乳幼児加算 50 → 55
J054-2 皮膚レーザー照射療法（一連につき） 3歳未満の乳幼児加算 2,000 → 2,200
K002 デブリードマン 3. 3,000平方センチメートル以上 7,600 → 8,360
K011 顔面神経麻痺形成手術 2. 動的なもの 58,500 → 64,350
K015 皮弁作成術，移動術，切断術，遷延皮弁術
3. 100平方センチメートル以上 20,280 → 22,310
K017-2 遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの） 2 その他の場合84,050 → 92,460
K019 複合組織移植 15,210 → 17,490
K020 自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの） 110,700 → 127,310
K022 組織拡張器による再建手術（一連につき）
1 乳房（再建手術）の場合17,580 → 18,460
2 その他の場合17,580 → 18,46
K022-2 象皮病根治手術 2 下腿19,100 → 21,010
K031 四肢・躯幹軟部悪性腫瘍
1. 肩，上腕，前腕，大腿，下腿，躯幹 20,620 → 24,130
K039 腱移植（人工腱形成術を含む）
1. 指（手，足） 13,620 →15,650 2. その他のもの 18,080 →19,280
K099-2 デュピイトレン拘縮手術
3. 4指以上 29,740 → 32,710
K102 巨指症手術
2. 骨関節，腱の形成を要するもの 15,390 →17,700

- K105 裂手・裂足 25, 350 → 27, 890
- K106 母指化手術 32, 370 → 35, 610
- K107 指移植手術 95, 630 → 116, 670
- K108 母指対立再建 16, 650 → 19, 150
- K162 頭皮, 頭蓋骨悪性腫瘍手術 31, 270 → 36, 290
- K228 眼窩骨折整復術 26, 520 → 29, 170
- K293 耳介悪性腫瘍手術 16, 390 → 19, 180
- K296 耳介形成手術 1. 耳介軟骨形成を要するもの 14, 570 → 16, 760
- K296 外耳道形成手術 15, 550 → 17, 110
- K334-2 鼻骨変形治癒骨折矯正術 19, 100 → 21, 010
- K296 鼻咽腔閉鎖術 21, 630 → 23, 790
- K407-3 顎・口蓋裂形成手術 口: 両側 29, 040 → 31, 940
- K422 口唇悪性腫瘍手術 28. 120 → 33, 010
- K424 頬悪性腫瘍手術 17, 900 → 20, 940
- K425 口腔, 顎, 顔面悪性腫瘍手術 89, 100 → 108, 700
- K426-3 口唇裂形成術(片側) →3 鼻腔底形成を伴う 22, 140 → 24, 350
- K426-2 3 口唇裂形成手術(両側) 鼻腔底形成を伴う 33, 290 → 36, 620
- K472-2 頬骨骨折変形治癒骨折矯正 35, 100 → 38, 610
- K429-2 下顎骨折観血的手術 両側 24, 820 → 27, 320
- K431 顎関節脱臼観血的手術 23, 830 → 26, 210
- K434 顔面多発骨折観血的手術 34, 520 → 39700
- K434-2 顔面多発骨折変形治癒矯正術 41, 420 → 47, 630
- K443 上顎骨形成術
1. 単純な場合 21, 130 → 23, 240 2. 複雑な場合 41, 370 → 45, 510
- K444 下顎骨形成
2. 短縮又は伸長の場合 22, 310 → 25, 660 3. 再建の場合 36, 080 → 43, 300
- K444-2 下顎骨延長術
1. 片側 22, 310 → 25, 660 2. 両側 33, 460 → 40, 150
- K457 耳下腺腫瘍摘出術 2. 耳下腺深葉摘出術 31, 100 → 34, 210
- K458 耳下腺悪性腫瘍手術
1. 切除 28, 210 → 33, 010 2. 全摘 37, 620 → 44, 020
- K476-3 動脈(皮)弁および筋(皮)弁を用いた乳房再建術
1 一次的におこなうもの 42, 710 → 49, 120
- K819-2 陰茎形成術 33, 790 → 43, 930
- K850 女子外性器悪性腫瘍手術 2. 皮膚移植(筋皮弁使用)を行った場合
54, 020 → 63, 200

【その他】

J003, J003-2 : 局所陰圧閉鎖処置に変更無し

短期滞在手術等基本料3：手術の新たな追加はない

歯科矯正：リンパ管腫が適応となる

広範囲顎骨支持型装置埋入手術の適応拡大：唇顎口蓋裂等の先天性疾患による顎堤形成不全と明記される